行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と続く同16日の本震の二度の 激震により、多くの尊い人命を奪い、地域住民の生活基盤や安寧な日常生活 を奪い、甚大な被害をもたらしました。そのような中、本市においては庁舎 機能の移転を余儀なくされ、同様に熊本県内各市町村でも行政庁舎等の施設、 設備が甚大な被害を受けています。

今回の地震により、本市及び熊本県内各市町村の行政庁舎等は、あらゆる 災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策 の司令塔としての役割を果たさなければならないことが、改めて明らかとな りました。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に 必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要があります。

現行制度上、行政庁舎等の再建については、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があります。しかし、特に本市のような小規模自治体では、財政基盤が弱く、災害に強い復旧、復興を進める上で大きな障壁となっています。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本 大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組める よう、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 行政庁舎再建等において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設等も含めた 国庫補助制度を創設すること。
- 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐 震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設 すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月30日

水俣市議会